



発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了（三件）……………
…（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
…（同）…

公告

- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………
…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第千百五号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西東京市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量及び測量票の設置）
- 三 測量の区域 西東京市東伏見三丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年六月十五日から令和四年五月三十日まで

●東京都告示第千百六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量、三級復旧測量（基準点）及び四級復旧測量（基準点））
- 三 測量の区域 足立区西新井本町二丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十月十八日から令和四年三月十一日まで

●東京都告示第千百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、目黒区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 目黒区目黒本町五丁目、八雲二丁目及び柿の木坂二丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月二日から令和四年三月十四日まで

●東京都告示第千百八号

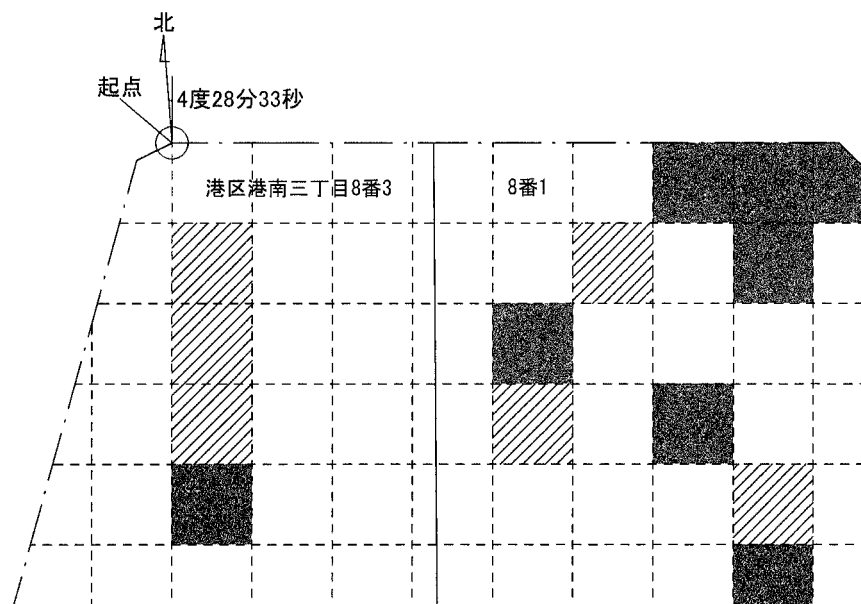
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百七十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区港南三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

■ 指定を解除する区域

▨ 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1274号により
指定した区域)

【起点】

起点は港区港南三丁目8番3の
最北端とする。

【格子の回転角度(4度28分33秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第百六十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十八日

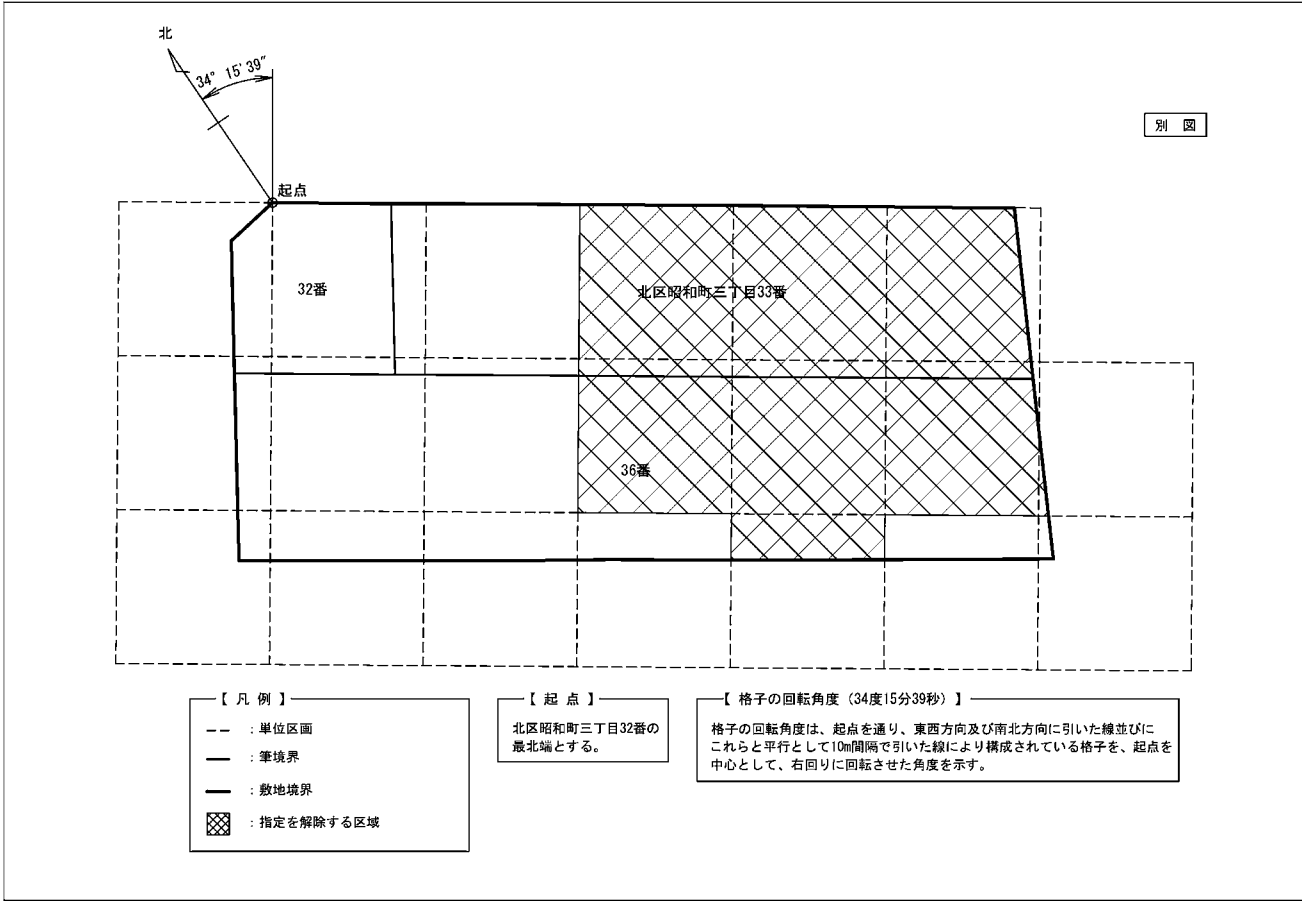
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区昭和町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七
条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が
効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法
施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公
告する。

令和四年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ココロのバリアフリー計画

二 代表者の氏名

池田 君江

三 主たる事務所の所在地

世田谷区上馬二丁目三十三番三号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認
定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和四年一月二十六日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

羽村市羽東三丁目三百八十九
番六及び三百九十二番一
西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二
千三百十八番地
株式会社武蔵野不動産
代表取締役 中村 潤

立川市西砂町一丁目十五番六、
同番二十六及び同番二十七
杉並区永福四丁目七番十九
号
インベックス株式会社
代表取締役 齊藤 健二

西多摩郡瑞穂町大字駒形富士
山字富士山下三百三十七番一、
三百三十八番、三百三十九番
株式会社エイワンプラス
代表取締役 山口 弘

一、大字高根字山下二百九十
五番、三百一番、三百二番、
同番地先、三百三番、三百四
番、三百五番一、三百六番一、
三百七番、三百八番一、三百
九番一、三百十三番一及び三
百十四番から三百十七番まで

青梅市今井一丁目三百七十三
番一及び三百七十四番一
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年七月二十八日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）に到着するように提出してください。

令和四年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
丸井新宿東口ビル

二 店舗所在地
新宿区新宿三丁目十八番一号

三 設置者名
芙蓉総合リース株式会社

四 設置者住所
千代田区麹町五丁目一番地一

五 変更前の設置者の
代表者名
辻田 泰徳

六 変更後の設置者の
代表者名
織田 寛明

七 変更日
令和四年四月一日

八 届出日
令和四年七月十二日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十 縦覧期間
令和四年七月二十八日から同年十
一月二十八日まで。ただし、東京
都の休日に関する条例（平成元年
東京都条例第十号）に定める休日
を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

行 発

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

